東京都議会への要望活動について

（社）東京ビルヂング協会は、東京都議会自由民主党に平成２２年度予算等の要望について９月２日に提出しました。

なお、東京都議会民主党からも、平成２２年度東京都予算に限定した要望聴取がありましたので、項目３と４を記載した要望書を９月９日に提出いたしました。

〔税制・予算関連〕

１．商業地等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の延長について

地方税法附則第２１条および第２７条の４の規定に基づく商業地等の固定資産税・都市計画税に係る条例減額制度について、負担水準の上限を現行の６５％から６０％に引き下げた上で、平成２２年度以降も実施する措置を講じていただきたい。

２．耐震改修促進税制について

（１）耐震改修工事費を建物の固定資産に計上する場合、地方税法第６条の不均一課税の規定を活用して、当該工事費については固定資産税・都市計画税を非課税とするなど都独自の軽減措置を講じられたい。

（２）当協会では、国に対して、地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修促進税制について、適用対象を現行の耐震改修促進法の認定を受けた耐震改修工事だけでなく、認定工事と同等の補強効果を有する工事および軸耐力補強工事にも拡充した上で、適用期限を２年延長すること等を要望している。

ついては、都においてもその実現に向け国に積極的に働きかけていただきたい。

３．アスベスト対策および耐震改修に対する補助について

国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」に基づく既存建築物のアスベスト対策および耐震改修に対する補助については、特別区を通じた間接補助制度となっているが、特別区の大半で制度が導入されていないため、国の制度がありながら民間で活用できない状況である。

ついては、すべての特別区において制度が導入されるよう、都において指導していただきたい。

４．耐震改修に係る予算の拡充等について

緊急輸送路沿道におけるビルの耐震改修に係る予算については、補助対象を現行の耐震改修促進法の認定を受けた耐震改修工事から、認定工事と同等の補強効果を有する工事および軸耐力補強工事に拡充した上で、予算額を拡大するとともに、これらの促進に向け、特別区等の指導を強化するようお願いしたい。

また、中小ビルの省エネルギー診断に係る予算についても、同様に拡大を図っていただきたい。

５．省エネ促進税制の拡充について

東京都の省エネ促進税制においては、中小企業者が省エネルギー設備等を取得した場合、取得価額の２分の１が取得年度の法人事業税から減免されることとなっているが、その際の減免額の上限１千万円を大幅に引き上げていただきたい。

［都市計画・建築行政関連］

６．都市再生特別措置法の恒久化について

都市再生特別措置法（平成１４年施行）については、同法附則第２条において「政府は、この法律の施行後１０年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているが、同法は東京の国際競争力の強化と都市の魅力づくりに向けた民間の都市開発を促進する上で極めて有意義なものである。

ついては、同法を恒久化する方向で、東京都から国に強く働きかけていただきたい。

７．景観条例等の適切な運用について

平成１９年４月に施行された改正東京都景観条例の運用については、提出資料が多い、あるいは都と区との指導内容が必ずしも整合していないなどにより、民間事業者にとって、過重な負荷がかかっている。

また、緑化対策についても同様の問題が見受けられる。

ついては、提出資料を必要最小限とするとともに、都と区との窓口を一本化する等の改善策を講じていただきたい。

８．バリアフリー新法の規定に基づく容積率の緩和基準について

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の規定に基づく容積率の緩和について、都の緩和基準を具体的に示されたい。

９．地域冷暖房に附属する工作物の都市公園の占用について

立体公園制度の活用により、都市公園の地下に地域冷暖房エネルギープラントを設置することが可能であるが、煙突や冷却塔など地域冷暖房施設に附属する工作物については設置が認められていない。これらの工作物についても、公園利用に支障が生じない場合にあっては設置が可能となるよう必要な技術的基準（政令）を定めるよう国に働きかけていただきたい。

10．都駐車場条例における荷捌きのための附置義務駐車台数について

東京都駐車場条例第１７条の２において、荷捌きのための附置義務駐車台数が定められているが、実際の必要台数と比較して附置義務駐車台数が多いため、無駄なスペース設置を余儀なくされているので、実態に即して附置義務台数を見直されたい。

〔消防行政関連〕

11．自衛消防活動中核要員について

自衛活動中核要員になるための資格を防火管理者の場合と同様講習のみで取得でき

る制度の導入に関する昨年の要望について、本年４月に「今後、講習による資格取得について総合的に検討」する旨の回答をいただいたところである。

オフィスビルの自衛消防活動においては、大規模テナントも活動に参加することが望ましいが、自衛活動中核要員になるための自衛消防技術資格試験においては専門的知識と実技が求められるため、テナント従業員の資格取得が困難な場合が多い。

ついては、講習のみで取得できる制度を早期に導入していただきたい。

〔地球温暖化対策関連〕

１２．改正環境確保条例による排出量取引制度について

（１）改正環境確保条例による排出量取引制度については、テナントの事業活動に起因するＣＯ２排出責任をビルオーナーに転嫁する仕組みになっていることや企業単位でエネルギー管理を行う改正省エネ法等の国の制度と整合が取れていないこと等の問題があり、温室効果ガス削減に向けた国の中期目標の決定や国による関連制度の整備の際に抜本的な見直しを図っていただきたい。

（２）排出量取引制度におけるトップレベル事業所の認定基準については、テナントビルや商業施設が自社ビルより厳しくなっているので、公平性の確保の観点から基準の見直しをされたい。

また、トップレベル事業所の評価ツールについても、評価項目がきわめて多数でかつ複雑であるため、より簡易なものに改善されたい。

以上